

改正 平成22年4月1日 平成26年4月1日
平成28年4月1日 平成30年8月1日

（目的）

第1条 この規程は、学校法人東北医科薬科大学（以下「本法人」という。）が公益通報者保護法その他関係法令に従い、教職員等からの法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制の構築に努め、本法人の健全な管理運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「公益通報」とは、通報者が本法人の業務に関して組織的又は個人的な不正行為等が発生、若しくは発生の恐れがある旨を第4条に定める受付窓口に通報することをいう。

2 この規程における公益通報者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人と雇用関係にある者
- (2) 労働者派遣契約に基づき、本法人に勤務する者
- (3) 本法人との請負契約その他の契約に基づく業務に従事する取引業者の労働者

（総括者）

第3条 本法人における公益通報等の管理に関しては、理事長が総括（以下「総括者」という。）する。

（通報窓口）

第4条 違反行為に関する通報及び相談を受け付ける窓口を、監査室に置く。

2 監査室に担当者を置き、監査室長をもって充てる。

（公益通報等の方法）

第5条 公益通報者は、電話、電子メール、書面及び窓口における面談により通報を行うことができる。

2 通報等は氏名及び連絡先を明らかにすることを原則とし、別紙様式によるものとする。電話等の場合は、様式の内容を申し出ることによってこれに替えることができるものとする。ただし、通報内容に関し、相当の理由、証拠等があるときは、通報を匿名とすることができる。

（公益通報者の禁止事項）

第6条 公益通報者は、不正に利益を得る目的や本法人又は第三者に損害を加える等その他不正な目的をもって通報を行ってはならない。

（公益通報等への対応）

第7条 監査室において、公益通報者から法令違反行為についての通報があった場合、迅速かつ適切に対応し、速やかに通報事実について総括者へ報告するものとする。

2 総括者は、前項に規定する公益通報を受けたときは、必要な措置の検討を行う。

3 総括者は、公益通報を受けた後、速やかに当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等、検討結果を当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、総括者は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

4 総括者は、公益通報された事項に関する事実関係の調査の必要性を検討し、調査する必要がある

場合には、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 5 委員会の委員長及び委員は、総括者が指名する。
- 6 委員会は、公益通報された事項に関する調査を実施するものとする。
- 7 委員長は、調査が終了した場合は、速やかに総括者に報告するものとする。
- 8 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散するものとする。

（調査の実施）

第8条 委員会は、関連部署に対して関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施する。

- 2 調査は、事実に基づき実施されなければならない。この場合、調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。

（調査の協力）

第9条 各部署は、円滑に調査が実施できるよう、当該調査を行う者に対し、協力しなければならない。

- 2 各部署の長は、前条第1項の規定により調査の実施上必要な行為を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

（遵守事項）

第10条 監査室職員又は調査を実施する者は、業務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。当該職員でなくなった後も同様とする。

（調査結果の通知）

第11条 総括者は、調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。ただし、通報が匿名により行われた場合はこの限りではない。

（是正措置等の実施）

第12条 総括者は、調査の結果、法令違反行為が確認された場合には、速やかに是正及び再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

（公益通報者の保護）

第13条 公益通報者に対して、公益通報保護法その他関係法令を遵守し、公益通報をしたことを理由に本人が不利益を被る取扱いを行ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公益通報者が不当な目的をもって通報等を行った場合はこの限りではない。

（処分等）

第14条 総括者は、第7条第7項の報告により、不正が明らかになった場合は、当該不正行為に関与した教職員に対し、就業規則に基づき必要な処分を求めることができる。

（事務）

第15条 この規程の実施に関する事務は、監査室が行うものとする。

（改廃）

第16条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日）

この規程は、平成30年8月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別紙様式（第5条関係）